

1、優生学研究が盛んだった北海道

戦前から清野教授（京大）・北大はアイヌの人骨を収集していた！！

(9) アイヌ遺骨、答えぬ理由は <医の倫理根源 京大の収集>



研究目的で収集したアイヌ遺骨4体の返還を北海道大から受ける紋別アイヌ協会の畠山さん（右）＝北海道紋別市・市営墓地

旧満州（中国東北部）で細菌戦を研究した関東軍防疫給水部「731部隊」は京都帝国大医学部から研究者を集めていた。部隊長の石井四郎は人材供給面で、恩師清野謙次教授の力を頼んだ。2人が結びつきを深めたのは石井が京大で学んでいた頃、四国のある地方で発生した「眠り病」調査から。墓から遺体を掘り起こしてまで、京大班は解明に取り組んだ。

明治以降、帝国日本がアジアに領土を拡大すると、民族問題にぶつかった。各地に住む先住民。帝国は多民族になった。そこを征服し、同化させるのを正当化する科学が、帝国大学に要請された。清野らの京大病理学教室はさまざまな人骨を収集し、日本人とは何かを比較研究し、戦前、有名だった。そこに、731部隊の細菌実験で問われる「医の倫理」の根はないだろうか。

戦前に京大が集めた人骨の番号は、確認できるだけで3千番台に達する。樺太、沖縄、朝鮮、旧満州。アイヌ民族の骨も多数ある。

・・・・・

市営墓地に移動して待つと、北海道大の長谷川晃副学長らが車を連ねてやってきた。北大は戦前から1970年代にかけ、アイヌ墓地を発掘するなどして約千体の遺骨を収集した。畠山さんはアイヌの民族衣装をまとい、北大側から紋別アイヌの4体の遺骨を受けとった。紋別アイヌ協会は返還を求めて提訴、札幌地裁で和解が成立したのを受け、返還に至った。「先祖も喜んでいるだろう」と畠山会長。「アイヌ民族の先住権にとって、第一歩だと思う。裁判を起こさないと返さない、みさげたようなアイヌへの行い、腹の底では許してはいない。まだ北大には返還されていない遺骨がある」。長谷川副学長は「誠意」を繰り返したが、「大学としての倫理や謝罪とは別のこと」と話した。・・・・・

京都新聞【2018年1月20日掲載】

※1996年 旧優生保護法廃止、らい予防法廃止 1997年 旧土人保護法廃止

2018.8.14

1942年10月29日第3種郵便物認可

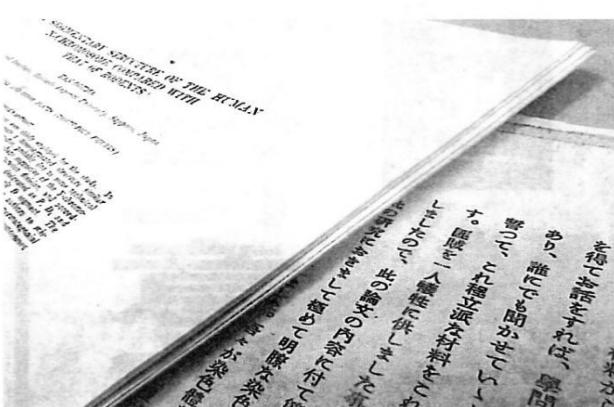
©北海道新聞

戦時下の旧満州

北大教授が人体実験か

軍が捕らえた中国人の染色体観察

北海帝國大（現北大）理學部の男性教授（故人）が1930年代、旧満州（現中国東北地方）で旧日本軍が捕らえた中国人から摘出した睾丸を使い、染色体を観察する実験を行つたことが、北大図書館の保賞資料などで分かつた。男性教授は日中戦争開戦直前の37年6月、実験結果を基に論文を米国の科学誌に寄稿しており、専門家は「被験者の承諾がなく、どの時代であれ許されない人体実験だった」と指摘する。



小熊氏の講演録と英論文。講演録には「匪賊を一人犠牲に供しました事…」と書かれている

小熊氏は講演で、遺体や病人から摘出した睾丸は、染色体の観察に向かず、若く健康で生存している男性の睾丸が適していると指摘。「匪賊（抗日武装勢力）を材料にしたらどうだろか、どのみち匪賊は殺してしまふのだから」と述べた。

満州・奉天（現瀋陽）に渡り、軍に協力を依頼したところ「非常に良い材料を手に入れる事が出来たのであります。捕へた匪賊の一人です」と説明。得た試料によって染色体を明瞭に観察できたとして「匪賊を一人犠牲に供しました事は決して無意義ではありません」と語った。

北大は北海道新聞の取材に対し「研究を承知しておらず、回答を差し控える」とした。

小熊氏の札幌時代の自宅は旧小熊邸として知られる。北大退官後は国立遺伝学研究所（静岡）の初代所長を務め、国内の遺伝学の第一人者だった。

（吉田隆久）

戦時下の大学の研究者による人体実験を巡っては、米軍の捕虜を生きたまま解剖して、殺害したことが分かった。男性教授は小熊氏（1905～1971年）。生

かっている。道内の大学研究者による人体実験は、ほとんど知られていないなかつて、物学や遺伝学が専門で、30

年に北大理学部教授に就任。37年から6年間は理学部長を務めた。

資料は小熊氏が39年に行

小熊氏が書いた論文は形態学の科学誌「ジャーナル・オブ・モルフォロジー」に掲載。被験者は30～40歳代の男性3人で、1人について「従来の研究と異なり、主に満州人の精巣細胞で行った。奉天滞在中に幸運にも犯罪者の処刑の機会を得た。陸軍外科医の診断によると、約30歳で極めて健康だった」と記す。摘出手術は満州の奉天衛戍病院医師が行つたと書いているが、生きた状態で睾丸を摘出しさかまでは明記していない。

つた講演の速記録「人類の染色体」。旧厚生省発行の「民族衛生資料」に収録された。当時、染色体は遺伝を担う存在として注目されていたが、まだ人間の染色体の本数も分かつておらず、盛んに研究された。

小熊氏が書いた論文は形態学の科学誌「ジャーナル・オブ・モルフォロジー」に掲載。被験者は30～40歳代の男性3人で、1人について「従来の研究と異なり、主に満州人の精巣細胞で行

2018.8.14

北大教授 旧満州で人体実験か

検体求め倫理逸脱？

戦時下、北海道帝国大教授が軍の協力を得て、被験者の同意を得ずに人体を使つた実験を行つていたことが明らかになった。背景には当時の外地の国民に対する人権意識の低さがあるが、近年、民生分野にも活用できる「デュアルユース（軍民両用）」の研究の是非が議論になる中、軍事と科学技術の距離は今も問われている。（1面参照）

「軍と学」問われる距離

「この材料からどういふ方法で睾丸をとり出して薬品処理したかといふ事ですが（中略）相当重大な問題でもあり（中略）口を緘（とき）して置きます」

ルク綱領」が作られる前だが、小熊氏に非倫理的な人体実験との自覚があつたことをうかがわせた。

中国人から摘出した睾丸で染色体を観察する研究を行つた北海道帝国大教授の小熊（くまき）氏は、1939年の講演でこう述べ、手法の詳細への言及を避けた。当時は、医学研究について被験者の同意が不可欠とする国際倫理指針「ニュルンベル

31年の満州事変以降、日本の占領政策に抵抗する武裝勢力による襲撃が相次い

だ。戦時下の人体実験に詳しい神奈川大の常石（じょうせき）敬一監督教授（科学史）は当時の時代背景について「抗日運動に対する憎しみが日本で高まり、殺してもいいとう考へが広がった」と語る。

731部隊の上位部隊・關東軍の元参謀副長だった旧日本陸軍大将は回顧録で「某国立大学の外科教授が來訪し、匪賊処分の機会を与えてくれと頼まれた」と振り返った。常石名譽教授は「満州は人体実験など『國內ではできない研究』ができるとされ、多くの研究者が訪れた。小熊氏も検体が欲しいあまり、非倫理的な手段をとつたのだろう。資料を読む限り被験者の同意はなく、戦時とはいえ生命倫理に反する研究だった」と話す。

見返りに軍は大学から優秀な人材を送つてもらえた。小熊氏について調べている北大大学院の川本忠（かわもと）准教授（科学技術社会論）は「小熊氏の研究は軍事応用ではなく基礎的研究だが、社会環境によって研究者の良識のたがが外れ得ることを示している」と指摘。「重要なのは資金源だけではなく、研究結果がどう利用されるか。今の研究者も望んだ研究ができる環境になつたとき、一線を越えないか深く考えるべきだ」と警鐘

利点があり、時流に乗つて軍と科学者が互いに利用し合っていた構図が浮かぶ。各分野の科学者がつくる日本学術会議は2016年、軍事的な研究を行わないとする声明の見直しを議論。結局、昨年3月に従来の声明を継承することを決めたが、研究者の間には「自衛のための研究は許される」「基礎研究の段階では軍民の区別はない」などの声もある。戦後、科学者が一線を引いてきた軍事と科学技術の関わりは、転換点を迎えている。

摘出手法 口閉ざす

（吉田隆久）

31年の満州事変以降、日本の占領政策に抵抗する武裝勢力による襲撃が相次い

だ。戦時下の人体実験に詳しい神奈川大の常石（じょうせき）敬一監督教授（科学史）は当時の時代背景について「抗日運動に対する憎しみが日本で高まり、殺してもいいとう考へが広がった」と語る。

731部隊の上位部隊・關東軍の元参謀副長だった旧日本陸軍大将は回顧録で「某国立大学の外科教授が來訪し、匪賊処分の機会を与えてくれと頼まれた」と振り返った。常石名譽教授は「満州は人体実験など『國內ではできない研究』ができるとされ、多くの研究者が訪れた。小熊氏も検体が欲しいあまり、非倫理的な手段をとつたのだろう。資料を読む限り被験者の同意はなく、戦時とはいえ生命倫理に反する研究だった」と話す。

見返りに軍は大学から優秀な人材を送つてもらえた。小熊氏について調べている北大大学院の川本忠（かわもと）准教授（科学技術社会論）は「小熊氏の研究は軍事応用ではなく基礎的研究だが、社会環境によって研究者の良識のたがが外れ得ることを示している」と指摘。「重要なのは資金源だけではなく、研究結果がどう利用されるか。今の研究者も望んだ研究ができる環境になつたとき、一線を越えないか深く考えるべきだ」と警鐘

2、長友浪男告発

①北海道のアイヌ「ピリカモシリ」の人々が、731部隊・長友浪男を告発を始めました。

北大糾弾ニュース 73号 2018年7月20日

強制不妊手術国賠訴訟提訴に立ち会って思う

しらかわせつこ（ピリカ全国実・札幌圏）

6月28日、強制不妊手術国賠訴訟の第3次提訴が札幌でも行われた。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という理由のもとに「障害者」、「精神障害者」、ハンセン病患者などに断種、中絶を強制した。

アイヌ民族もまた「滅びゆく民族」「劣等民族」として抹殺され、研究の対象・標本にされてきた。明治天皇制国家は、脱亜入欧、殖産興業のもと列強諸国の仲間入りのために、社会ダーヴィニズム・優生思想を最大限利用、人類・人間の淘汰を実践した。

戦前は「国民素質の向上」を、戦後は「不良な子孫を産ませない」として、非人間的な強制不妊手術を続けていた。その優生思想は「劣性」と医者（国家）が認定した者たちは家族・国家の負担であるから断種してよいという考え方を人々に定着させた。

藤野豊さん（敬和学園大）は（北大をはじめ）「道内の大学では戦前から優生学研究が盛んで当時道内で学んだ医師らに優生思想が根付き、多くの強制不妊につながった」（道新4/10）と見ている。まさに、北大は殖民学と一対のものとして優生学研究を盛んに行っていたのだ。

731部隊のコレラ班にいた長友浪男陸軍少佐（東北大卒）は、戦争犯罪を免責された後1948年に厚生省入局、精神衛生局公衆衛生課長となった。この年に優生保護法は成立している。1960年の社会労働委員会で強制不妊手術件数アップのために積極的な発言をしている。1962年ころから北海道に赴任、衛生部長に、その後民生部長兼任の副知事になっている。退官後も社会福祉畠で影響力を發揮した。

厚生省は強制不妊手術対象者について、「中国人」、「第3国人、旧日本人たる朝鮮人、台湾人など」、「連合国人、ドイツ人、イタリア人などへ適用しても差し支えない」（50年、60年）との回答を道に出していると報道されている（TBS、UHBテレビ）。

1956年、道は冊子『優生手術（強制）千件突破を願りみて』を発行した。「千件突破の実績を収め、優生保護法の面目を持し民族衛生の立ち場からも多大な意義をもたらした」と誇った。

このように民族と人間の優劣を断定する社会ダーヴィニズムは、人類学、医学における優生思想に基づくアイヌ民族同化・抹殺と他民族への排外主義を煽り、「障害者」差別・抹殺の歴史を再生産した。

いま安倍政権が祝わんとする「明治・北海道150年」は、戦争・侵略と差別構造を現在まで温存させてきたことを隠蔽している。新たな戦争国家体制、自衛隊（侵略軍）の強化と並行して「障害者」差別、民族排外主義が強まっている。「障害者」「高齢者」を「生きるに値しない」「不幸だ」とする津久井やまゆり園事件や、兵庫県の「不幸な子どもの生まれない運動」のもとに強制不妊手術などの施策を「ユニークな県民運動」として自画自賛する冊子の発行や、ヘイトスピーチなどによる「外国人」排外、排除を許してはならない。

2019年度中、日本政府は、アイヌ民族の遺骨を「慰靈・研究施設」に一括収容しようとしている。アイヌ民族人骨事件の根底にある社会ダーヴィニズム・優生思想に基づく研究を弾劾しよう。大学・国家と研究者たちの謝罪と反省をぜひともかちとらなくてはならない。

3、北海道福祉・スポーツ界の名士 長友浪男

第11回（昭和58年度）

札幌市民スポーツ賞受賞者

1、スポーツの振興に寄与した者

島本吉兵衛

長友浪男

大内勇吾

レークの銀・八木ら8人2団体

スポーツ成績優秀者



八木弘和(ひろかず) スキー



秋元正博(まさひろ) スキー

拓銀勲章・札幌市中央区第七西
一三。五十五年にFISジャンプ
ワールドカップ札幌大会(NHK
杯)の90kg級で優勝、レークフ
ラッシュ冬季五輪の70kg級ジャ
ンプで2位入賞。

地鷹工業勤務・札幌市西区手稻
富丘三四。レークフラッシュ冬
季五輪の70kg級ジャンプで4位
入賞、八〇年FISジャンプワール
ドカップ札幌大会(STV杯)、
スタバスクブレリード大会の90kg
級で優勝。

道スポーツ賞

道議会は九月三十日、五十五年度道ス
ポーツ賞受賞者を決め、発表した。スポ
ーツの振興に貢献し、優秀な成績を
あげた栄誉をたたえられたのは、レーク
フラッシュ五輪で活躍した八木弘和さん
と、翌年十一時から札幌市中央区・ホテ
ルアカシヤで行われる受賞式、団体は
次の通り(候補)。

スポーツ振興貢献者・団体



長友 浪男(ながとも)

道厚生年金会館館長・札幌市西
区山の手二丁八。ボートの普及推
進に尽力とともに、麻雀では
自ら団体に出現するなど、本道の
中心的存在。札幌市体育運動監督会
長も務めている。

4. 長友浪男(1913-1999、東北大医学部卒、731部隊軍医少佐)

西山勝夫編『留守名簿 関東軍防疫給水部』(関東軍防疫給水部・満州第659部隊[731部隊] 留守名簿 不二出版 2018)

「長友浪男」記載事項

補修年月日 昭和20年7月22日

生年月日 大正2[1913]年5月6日

本籍 宮崎県

任官 昭和16年

前所属 昭和16[1941]年8月22日編入 第14師団[宇都宮]防疫給水部

昭和18[1943]年?月5日編入

昭和19[1944]年9月30日 軍医大尉

昭和20[1945]年6月10日 現軍医少佐

『留守名簿』p.389-10 長友浪男「身上申告書写」昭和21年11月12日 陸上舞[舞鶴]

所属部隊(終戦時) 固有名 関東軍第三方面臨時防疫班 通称号 満14000部隊臨時防疫班

部隊長・本郷中将(戦死?) 駐在地 奉天

前所属部隊 陸軍軍医学校 終戦時の職名 臨時防疫班長

役職 現 兵種 衛医

官等級 氏名 生年月日 軍医少佐 長友浪男 大2年5月6日生

本籍地 宮崎県

行動(履歴)の概要

昭16.8.1 宇都宮陸[軍]病[院]付

16.8.22 14師野砲20連隊付(チチハル)

- 18.12.10 陸軍軍医学校乙種学生として入校（11月18日安東派遣）
 19.8.18 引続き在校？を命じられる
 20.6.10 満14000部隊臨時防疫班長（在鄭家屯）
 20.8.18 第14000の命によって關[東]軍88陸病診療科長として勤務
 20.12.15 ソ[連]軍命にて奉天市日本人居留民会鉄西伝染病院を開設 院長として勤務
 21.10.1 全東北日僑善後連絡總胡蘆島弁事處衛生科付
 ? 軍司令部付帰国しました？

<この頃、731（後の319）部隊大連衛生研究所長安東洪次博士は「所員そっちのけに連日[ソ連軍旅順大連地区]司令部[および中国臨時市政府]に日参して哀訴嘆願して帰国した」「安東所長は中将待遇だったそうだ」 石堂清倫『大連の日本人引揚の記録』 青木書店、1997、p.175 >

<1945年6月、731部隊の秘匿名が変更された。ここに14000部隊はない>

関東軍防疫給水部全体	満州第25201部隊, ハルビン本部	満州第25202部隊
牡丹江支部	満州第25203部隊, 林口支部	満州第25204部隊
孫吳支部	満州第25205部隊, ハイラル支部	満州第25206部隊

のことと、ソ連軍に捕まりながらシベリア抑留を免がれ、引揚まで日本人居留民医療に従事したことが、引揚帰国後、厚生省に就職できた理由である可能性がある。 >

身 告 上 申 真 書			
要 摘 の (經歴) 行 事		部 隊	隊 一 部 隊 所 (連 隊 領)
當 時 の 順 号	當 年 之 連 隊 代	當 年 之 連 隊 代	當 年 之 連 隊 代
馬呼隊醫長	16.8.1 安東宮陸病院	16.8.2 14師野戰醫院(十人)	國軍軍委會滿洲海防廳防護班
	16.8.2 陸軍之醫學校二種生として入校(青島)各年進	16.8.2 14師野戰醫院(十人)	青島海防廳防護班
	16.9.1 引揚さ至終を命ぜる	16.9.1 14師野戰醫院(十人)	長友 長男
	20.6.1 満14000部隊防護班長(在鄭家屯)	20.6.1 14師野戰醫院(十人)	和子
	20.8.18 第14000の命によって關[東]軍88陸病診療科長として勤務	20.8.18 88陸病診療科長として勤務	西鄉野戰醫院
	20.12.15 ソ[連]軍命にて奉天市日本人居留民会鉄西傳染病院を開設 院長として勤務	20.12.15 88陸病診療科長として勤務	青島海防廳防護班
全東北日僑善後連絡總胡蘆島弁事處衛生科付	全東北日僑善後連絡總胡蘆島弁事處衛生科付	全東北日僑善後連絡總胡蘆島弁事處衛生科付	理 行 事

5、長友浪男の戦後の経歴

厚生省官僚から北海道副知事へ！！

<厚生省参事官・公衆衛生局精神衛生局長=優生保護法精神病者強制不妊手術担当>

大蔵省印刷局『職員録』『厚生省50年史』における長友浪男の経歴

<北海道新聞調査 自称1947-62 厚生省勤務（課長・参事官）>

1949（昭和24）年（9月10日） 厚生省薬務局細菌製剤課・調査係長

1952（昭和27）年（12月） 厚生省公衆衛生局研究所課・課長補佐

1955・56（昭和30年・31）年 厚生省公衆衛生局予防研究課・課長補佐

1957・58（昭和32・33）年 厚生省名簿になし、科学技術庁に出向？※以上『職員録』より

『科学技術庁十年史』（1966.p.570）科学技術庁調査普及局科学調査官（1956.5.19-1958.3.10）

1959（昭和34年） 厚生省大臣官房・参事官（1958.3.10-59.8.1）※『職員録』より

1960・61（昭和35・36）年 厚生省公衆衛生局・精神衛生課長（1959.8.1-1962.1.31）※『職員録』

1963・64（昭和38・39）年 北海道衛生部長

1964~67（昭和39~42）年 北海道副知事

1976（昭和51）年 北海道庭球協会会長

1980（昭和55）年 北海道スポーツ賞受賞

1983（昭和58）年 札幌市民スポーツ賞受賞、勲4等旭日小綬章

1982（昭和57）年 北海道厚生年金会館長、札幌市体育連盟会長、北海道庭球協会名誉会長

以下は731部隊战友会の名簿から

（昭和22年版がないため、731部隊員の厚生省就職の経緯は依然不明）

1955 731部隊战友会「精魂会」発起時世話人6人の一人

1956 「精魂会」名簿 千代田区霞が関丁目 科学技術庁内調査官

1966 「精魂会」名簿 札幌市北海道厅衛生部衛生部長

1973 「精魂会」名簿 同上、衛生部長

1990 房友会名簿なし

6、国会における長友浪男の説明【第34回（1960年）参議院社会労働委員会】

○説明員（長友浪男君）御説明申し上げます。現在優生手術は、実施は二つに区分されています。一つは本日御審議いただきます対象になっております遺伝性疾患の場合に、医師がそれを診断いたしますと、審査会等の審査を経ましてあとで手術をするもの、それに対しまして国庫が義務費として全額負担しておりますが、その件数はただいま申し上げました三十五年度に見合う件数といたしまして、三十三年度の実績は千八十名でございますが、医師の申請によるものは年度繰り越し等のため、最終的には千二百二十九名となります。三十四年度はまだ締め切っておりません。それからそのほかに当事者の同意による手術、審査を経ないで、当事者の同意による手術がございますが、これは三十三年度の実績は四万九百四件、こういうことになっております。従いまして、三十三年度はその両方合わせますと約四万二千件ということでございます。それから推移でございますが、国が交付いたしております金額の対象になっております件数を申し上げますと、三十年が千二百八件、三十二年が千二十九件、三十三年度は先ほど申しました千二百二十九件でございます。以上でございます。

○説明員（長友浪男君） 単価は、三十五年度要求金額について申し上げますと、男子と女子に分けておりまして、男子の対象件数は五百件、女子の対象件数は七百二十九件、これはただいままでの実績によってこのように分けております。男子人につきましては、内容は手術料、

入院料、注射料、処置料というふうに分けておりますが、合計いたしまして、三百五十三・三
点、こういうことになります。点数でございまして、三百五十三・三点でございます。これは
点十円でございますので、これをかけますと三千五百三十三円でございます。女子の方はただ
いまのと同じような点数計算いたしておりますが、高くなっております、九千九百二円でござ
ります。

○説明員（長友浪男君） ただいま申し上げました両方合わせて四万九百八十五件と申しますのは、優生手術が実際あった件数でございます。これは、申請がありました場合に、法律の第四条によりますものは、審査会によって適否がきめられまして、もしそれに不服の場合には、さらに中央の、審査会に提訴する仕組みになっております。その分につきましては、いずれもただいまのところ、すべて手術が実施されておりますけれども、同意によりますものは、一応医師が診断いたしましても、いろいろな事情で受けない場合があるという方がございますけれども、これは私どもの方には連絡がございませんので、数字はつかまえておりません。ただ、実施されましたものにつきましては、ただいま申しましたように連絡がございますので、その実績を申し上げました。それから点数につきましては、御指摘の通りでございますが、そういうふうに今までずっと予算計上はそういう積算をいたしております。

○坂本昭君 そうすると、私もこの法律についてこまかいことを承知してなかったので、いさか愚問を呈することになるかもしれません、本人の同意の場合がかなりあるけれども、その中で実際に保護法によって国庫が支出をする件数というのはずっと少なくなってくるということに相なるわけですね。そしてその少なくなった結果、三十四年度は千三百六万円というものが決定されたと思いますが、実際は何といいますか、予算がもっと必要であったということじゃないのですか。今の保護法の対象は、もっと予算を組めばもっと多くの人がこの法律によって国の負担を受けられる。にもかかわらず、予算が少ないために個人負担をしなければならなかつたというような結果が比較的多いんじゃないですか。その辺の数を一つ説明していただきたい。

○説明員（長友浪男君） 御説明申し上げます。これは、この費用は交付金になっておりまして、全額国の義務費、いわゆる義務費になっておりますので、昨年の予算額が足りませんでも、翌年でそれを補正する、埋め合わせするということはできますものですから、件数を予算によって押えるということは全然ございません。県の支出しましたものについて予算が足りませんものについては、翌年度処置するというふうになっております。なお、優生保護法の中に、第四条と第十二条がございまして、四条が審査を要件とする優生手術の申請ということで、医師が別表に——簡単に申し上げますと、遺伝性の精神疾患にかかっている場合という限定がございますが、そういう場合、そういう疾患にかかっているということを確認しました場合に、さらに優生手術を行なうことが公益上必要であるという判定のもとに審査会に申請するというよう、非常に厳重になっております。その分につきまして国が全額手術料その他を交付するという建前になっております。従いまして、これにつきましては、予算額が少ないからということはあり得ない。かように考えております。

7. 北海道における旧優生保護法強制不妊手術

日

新

聞

毎日新聞 2018/4/29 第51169号

政局情勢
スト南北会談（国）
二院連記事

七

中止の発表は、
平穡の連記は御見舞金を贈
られたと報じた。この件は、
北の連記は御見舞金を贈
られたと報じた。

新規登録者数が1000人超、
年間累計登録者数、
「登録の登録」を開始しました。
(体調記録)

北海道の連記登録者が1000人超、
年間累計登録者数、「登録の登録」を開始しました。
これで、「登録の登録」は新たに1000人超となり
ました。同時に、連記登録者の連記登録が保
證されたうえで、年間の登録登録が取
り戻されました。連記登録が取
れられた場合は、年間の登録登録
が取り戻されないまま他の連記登録が取
れていた。

強制不妊不服申前払い

65年 道、国の再審査阻む

北海道の連記登録者が1000人超、
年間累計登録者数、「登録の登録」を開始しました。
これで、「登録の登録」は新たに1000人超となり
ました。同時に、連記登録者の連記登録が保
證されたうえで、年間の登記登記が取
れられた場合は、年間の登記登記
が取り戻されないまま他の連記登記が取
れていた。

第一回目は、
東北四県で開催された
文部省が1961年1月に
連記の登記手続を実現
した連記登録が認められ
た。

連記登録の登記登記
が受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
られた。

新規登録者数が1000人超、
年間累計登録者数、「登記の登記」を開始しました。
これで、「登記の登記」は新たに1000人超となり
ました。同時に、連記登記が取
れられた場合は、年間の登記登記
が取り戻されないまま他の連記登記が取
れていた。

連記登記の登記登記
が受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
られた。

連記登記の登記登記
が受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
られた。

最初が受け入れられた
連記登記の登記登記
が受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
られた。

中央審査会の 開催記録なし

だ。連記登記の登記登記
では連記登記を下記
のとおりと記載して
いた。また、と記載のと
ころは、連記登記が
受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
られた。

内閣府外事局、連記登記の登記登記
では連記登記を下記
のとおりと記載して
いた。また、と記載のと
ころは、連記登記が
受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
された。

強制不妊道の文書示唆

道内の外国人にも手術か

賃上げ「2%以上」

人手不足で5割超

道財局11話題 ベア実施は37%

北海道は、連記登記を下記
のとおりと記載して
いた。また、と記載のと
ころは、連記登記が
受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
された。

内閣府外事局、連記登記の登記登記
では連記登記を下記
のとおりと記載して
いた。また、と記載のと
ころは、連記登記が
受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
された。

内閣府外事局、連記登記の登記登記
では連記登記を下記
のとおりと記載して
いた。また、と記載のと
ころは、連記登記が
受け入れを開始した
連記登記が受け入れ
された。

北海道「年代調査を」

強制不妊めぐり1950年代に

8年(平成30年)5月3日(木)

第1版 1面

かこの優生保護法のもと、障害者に対する不妊手術が強制された問題で、北海道が1950年代に保健所に対し「対象者は4代にわたって調査された」と述べ、「対象者は4代にわたって調査された」とする文書を送りていたことがわかった。『檜』などを調べるよう求めたり、対象者の近親での聞き込みを促したりもしておられた。性格については、「幼時は内向であった。性格については、もつがつたところがある。文書は遺傳が保健所長による『精神に異常を認める』とある。精神に異常を認めるものは、知能では正常に成長する。一方、64歳のうち北海道は2593人で、保健所別で最多だった。

(田舎・医師)

2018.4.2
朝日新聞

強制不妊 家族同意なく「適道、手術を積極推進



強制不妊手術

「不必要な子孫の出生を防止する」目的で、旧優生保護法に基づいて行われた不妊手術。遺伝性疾患、遺伝性ではない精神疾患や知的障害のある人について医師が申請し、自治体の優生保護審査会の決定などを条件に実施された。本人の同意は不要で、国の統計では、49～92年に全国で約1万6500件、うち北海道は全国最多の2593件に上る。手術をされた人が画を提起したり、国会議員が救済立法を検索したりする動きが出ている。

住していた●●その他を調査したので念のため申し添えます」(北海道八雲保健所長)。

施設の積極的な協力により年々増加し、昭和30(1955)年末に千件を突破した」との記述もある。

れる文書もあり、審査対象となつた人の保護者や関係者との連絡何度も試みる様子がうかがわれる。「再三連絡をとり保護者の同意を得ませんでした」(札幌市中央保健所長)。

届出住所には居住してわらず、居所と見しき所を追求しましたが居所確認不可能です」(北保健所)。

それを記念し、道と道後

が不在行先不明のため調査が遅れ、保護者の家庭に届けられました。保護者の家庭に届くの届所が判明するのを持ち

「不幸な子産まぬ施策肝要」

「不幸な子どもを産まないための施策」最も肝要である」と記載されている。1972年7月の道議

会議案の質問にそう答え

たのは、当時の笠置内尚弘知事(故人)だ。旧優生保護法や強制不妊手術への直

接の言及はそなかつたが、道議院運動を開催するのと同様に「不必要な子どもを産まない道の積極的な姿勢は、情

報公開された16年前の資料のなかに垣間見える。道内の(保健所長次長会議)で56年度に配布されたとみられる「優生精神事業方針」。強制不妊手術について「あらゆる機会を捉えて手術を実施させるよう処理していく」とする返答があった。

た文字が躍る。

占め、既に全国1位の実績だったという。記念誌には「(優生保護法は)民衆衛生の見地からして、誠に大きな意義を有する」「(不妊手術が)担う業務は極めて大なるものがある」「新しい日本の再建を希求する切実な課題に對する一つの活路」といって、強制不妊手術を行つた事例を紹介。「問題は、い、これら対象者の発見に努め、保健所または地元病院による申請を因るようすする」としている。

この資料には、強制不妊手術が「精神病院その他の

道は20日、旧優生保護法(1948～96年)のもと、「強制不妊手術」を受けた人の事前審査を行う「優生保護審査会」に関する資料を新たに公開した。家族が希望していないのに手術が「適」となるケースが複数あったことが判明した。手術を受けた人が2593人と全国最多だった背景には、当時の道の積極的な姿勢があつた。(由利知、福岡健紀)

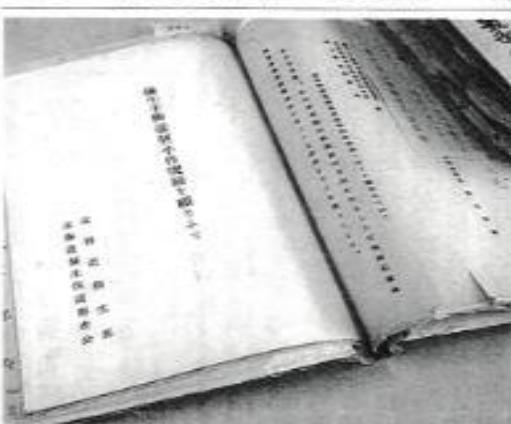
保護者の同意がないのに、審査が行われていたのは、1963年6月12日の優生保護審査会。議事録で「保護者が手術を希望している」と書かれたケー

スは「申請医師から本人に事情を説明してもらい了解を得ること」とされ、手術を受けることとしたと記載されていた。

同様の記述は同年9月6日や55年1月25日の議事録にもあった。ただ、大部分は、さりに医師が説得した後に「手術を実施すること」と記載されていた。

各地の保健所が道厅相当

分かれている。本人の同意が認めて提出したとみら



8. 旧優生保護法 札幌の男性が提訴

NHK 北海道 05月17日 18時37分

旧優生保護法のもとで不妊手術を強制されたとして全国の3人が17日、国に損害賠償を求めて東京、仙台、札幌の3か所で訴えを起こしました。旧優生保護法のもとではおよそ1万6500人が手術を受けたとされていて、今後、裁判を起こす動きは全国に広がる見通しです。このうち、札幌市の70代の男性は57年前、19歳だったころ[1961?]に不妊手術を強制され、自分の子どもを持ち育てる機会を奪われ精神的苦痛を被ったとして、国に賠償を求める訴えを札幌地方裁判所に起こしました。

訴えを起こしたのは、札幌市北区の小島喜久夫さん（76）で、17日午前、弁護士とともに札幌地方裁判所に訴状を提出しました。

訴えによりますと、小島さんは57年前、当時19歳だったころ、警察官に札幌市内の精神科の病院に連れて行かれ、統合失調症と告げられてしばらく入院させられたあと、不妊手術を強制されたということです。

小島さんが病院の職員に手術の理由を尋ねると、「あなたのような人間が子どもを作ったら大変だ」とだけ言われ、抵抗することもできなかったということです。

小島さんは、自分の子どもを持ち育てる機会を奪われ、長年にわたって著しい精神的苦痛を受けたとして、国に1100万円の賠償を求めていきます。

北海道では、小島さんのほかに70代の女性も昭和56年、知的障害を理由に中絶手術と不妊手術を強制されたとして来月以降、夫とともに裁判を起こすことにしています。

【旧優生保護法とは】

旧優生保護法は、戦地からの大量の引き揚げ者や戦後の出産ブームによる急激な人口増加を抑制することなどを目的に昭和23年に施行された法律です。

法律では人工妊娠中絶のほか、知的障害や精神障害、それに遺伝性の疾患などを理由に本人の同意を得なくても強制的に不妊手術を行うことを認めていました。

当時は、親の障害や疾患がそのまま子どもに遺伝すると単純に考えられていたことが背景にあり、法律の条文には、「不良な子孫の出生を防止する」と明記されていました。本人の同意がなくとも医師が不妊手術の必要性を診断し、都道府県に設けられた審査会が「適当」と判断すれば手術が行われました。

また、国は通達で「真にやむを得ない限度」と条件を付けたうえで障害者の体を拘束したり、麻酔を使ったりするほか、「別の手術だ」などとだまして手術を行うことも認めていました。旧優生保護法は平成8年に母体保護法に改正されるまで48年間にわたって存続し、この間に本人の同意なしに不妊手術を受けた人は少なくとも男女あわせておよそ1万6500人にのぼるとされています。

一方、海外では、同じように強制的な不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンでは、人権上の問題を認めて謝罪や補償を行っています。

日本政府に対しては平成10年以降、国連の規約人権委員会などが手術を受けた人に対して補償など必要な法的措置を求める勧告を繰り返しています。

しかし、厚生労働省は、これまで貫して「当時は合法だった」という主張を繰り返していて、謝罪と補償を行っていません。

9.【北海道なぜ多い】

厚生労働省などによりますと、法律が施行されている間に本人の同意なしに不妊手術を受けた人は男女あわせておよそ1万6500人にのぼり、このうち北海道では全国で最も多い2500人余りが手術を受けたとされています。

北海道での手術件数がなぜ全国で最も多いのかはっきりとした理由は分かっていませんが、行政が積極的に手術を促していたことが当時の資料から読み取れます。

NHKが道に対して情報公開請求を行い、開示された資料によりますと、昭和26年に道が障害児施設に出した通知文では、手術について「男子は2、3日、女子は1週間程度の入院ですむ簡単なもの」、「費用は国庫で負担するから心配は必要ない」など、不安を払拭して手術を促す記述が見られました。

昭和27年に道が各地の保健所あてに通知した文書では、「優生手術の広範な普及、徹底を期したいので協力指導を願いたい」という記述もありました。

また、道立文書館に残されていた資料では、昭和40年度から51年度にかけて手術を行う人数を数値目標として掲げていたことがわかりました。

このうち、昭和40年度は男性21人、女性120人のあわせて141人を目標としていました。

年間目標を立てて手術を促すなど、当時のこうした道の姿勢が手術件数の増加につながったとみられています。

官民で強制不妊推進か 道医師会幹部が優生保護法称賛

北海道新聞 04/10 05:08 更新

強制不妊手術の積極的な推進姿勢が記された道医師会元幹部の半生記。「民族の優生化のために献身」などの文言がある

旧優生保護法（1948～96年）に基づき、障害者らが強制不妊手術を受けさせられた問題で、北海道医師会の幹部（故人）が自著で同法を称賛して手術実施を推進していたことや、道が手術対象者となった障害者らの親族に遺伝性疾患がないかどうか、対象者の近所で聞き込みをするよう保健所に指示していたことが道の開示資料などから分かった。道内での手術件数は全国最多で、その背景に官民挙げて手術を推し進めていた構図が浮かびあがる。

旧優生保護法を称賛していた書籍は、50年代に道医師会副会長を務めた男性産婦人科医が75年に出版した半生記で、同法について「民主的に発展向上した（結果の）立法」と高く評価。産婦人科医でつくる道母性保護医協会が次回的障害児の出生防止のため、障害児調査を行っていることを紹介し「私どもは、法の精神を順守して（中略）民族の（生命に優劣をつけて選別する）優生化のために努力をしなければならない」と記していた。

強制不妊についてはこれまで、道が手術千件突破を記念して冊子を作るなどの行政側の積極姿勢が明らかになっていたが、医師側も積極的だった当時の実態が明らかになった。当時この医師は、強制手術の適否を判断する道優生保護審査会の委員も務め、「道内産婦人科の権威で現場医師への影響力は大きかった」（道央の産婦人科医）という。半生記には、参議院議員として旧優生保護法の成立に大きな役割を果たした谷口弥三郎氏への追悼文も収録され、谷口氏と親交が深かったことがうかがえる。

不妊手術、最年少は11歳 旧優生保護法下で北海道

北海道は19日、旧優生保護法（1948～96年）下で障害などを理由に不妊手術を施されたとみられ、個人名記載の資料が残る男女は計1129人で、最年少は11歳の女児だったと明らかにした。宮城県では9歳の女児への措置が判明している。

道は手術の適否を審査する道優生保護審査会の申請書などを調査。これまで判明したのは計841人分としていたが、新たに資料が見つかり、62～73年度に計1129人分が確認された。男子の最年少は14歳だった。男性233人、女性896人の氏名や、手術の申請理由となる疾病などが記載されている。

【強制不妊】厚生省の要請で自治体が件数競い合い、最多の北海道が『千人突破記念誌』発行 ワセダクロニクル

2018.02.13

知らない間に子どもを産めない身体にされていたとしたら、あなたはどうしますか。第2次世界大戦の敗戦から3年後の1948年、優生保護法という法律ができました。法律は1996年に母体保護法に変わり、強制不妊手術はできなくなりました。その間に国家に強制的に不妊手術を受けさせられた人は、男女合わせて1万6500人を超えるました。子どもが産めなくなると知らないまま手術を受けさせられた人もいます。優生保護法は、本人がいやがった場合はだましてもいいとまで解釈されていました。

優生保護法の目的は「不良な子孫の出生を防止する」（同法第1条）でした。敗戦後、「日本民族の再興」を目指した政治家たちの発想でした。遺伝性とされた疾患や障害を持つ人が対象でした。手術の対象は、遺伝性のない疾患や障害を持つ人、そもそも疾患も障害もあるとはいえない人にまで広がり犠牲者は増え続けました。

被害者の多くは今も生きています。しかし、政府は被害者に対して補償も謝罪もしていません。シリーズ「強制不妊」では、「公益」を理由に憲法で保障された基本的人権を蔑ろにした国家の責任を問います。

ワセダクロニクルは、2017年8月から47都道府県への情報公開請求や全国各地の公文書館、国立国会図書館などで文書を入手してきました。行政がどのような意図で強制不妊の実施を進めてきたのかが大量の文書の中に刻まれていました。

強制不妊手術 優生保護法第1条は「不良な子孫の出生を防止する」とし、「精神分裂病」「精神薄弱」「そううつ病」「てんかん」「血友病」など、遺伝性とされた疾患や障害を持つ人たちが対象になった。手術に本人の同意は必要なく、都道府県が設置する優生保護審査会の決定があれば不妊手術ができる。医師は「遺伝性の疾患」を持つ人を見つけた場合は、審査会に申請する義務があった（優生保護法第4条）。また、厚生省公衆衛生局通知（1949年10月24日付）では「やむを得ない限度において 身体の拘束、麻酔薬の施用又は拘束（ぎもう）等の手段を用いることも許される」とされた。つまり本人が嫌がって手術ができない場合は、身体の拘束や麻酔の使用だけでなく、だまして手術してもいいとされたのである。男性の場合は精巣から精嚢（せいのう）につながる精管を切断、女性では卵管を糸で縛り、卵子が卵管を通過しなくなる。

出典：中山三郎平『現代産科婦人科学大全 第9巻《不妊症避妊》』（中山書店、1970年）、優生保護法施行規則。

強制不妊手術『千件突破を顧りみて』

47都道府県で最も手術をした人数が多かったのは2593人の北海道だ=文末グラフ。北海道

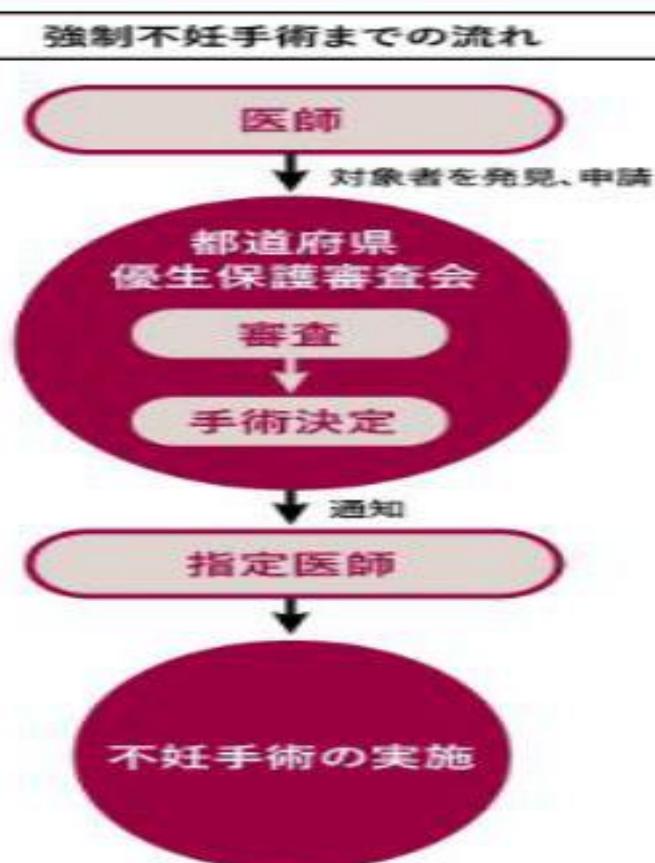
の衛生部長から京都府の衛生部長宛てた1956年3月8日付の「送り状」が、公文書館の
京都府立京都学・歴彩館(京都市左京区)から見つかった(注1)。

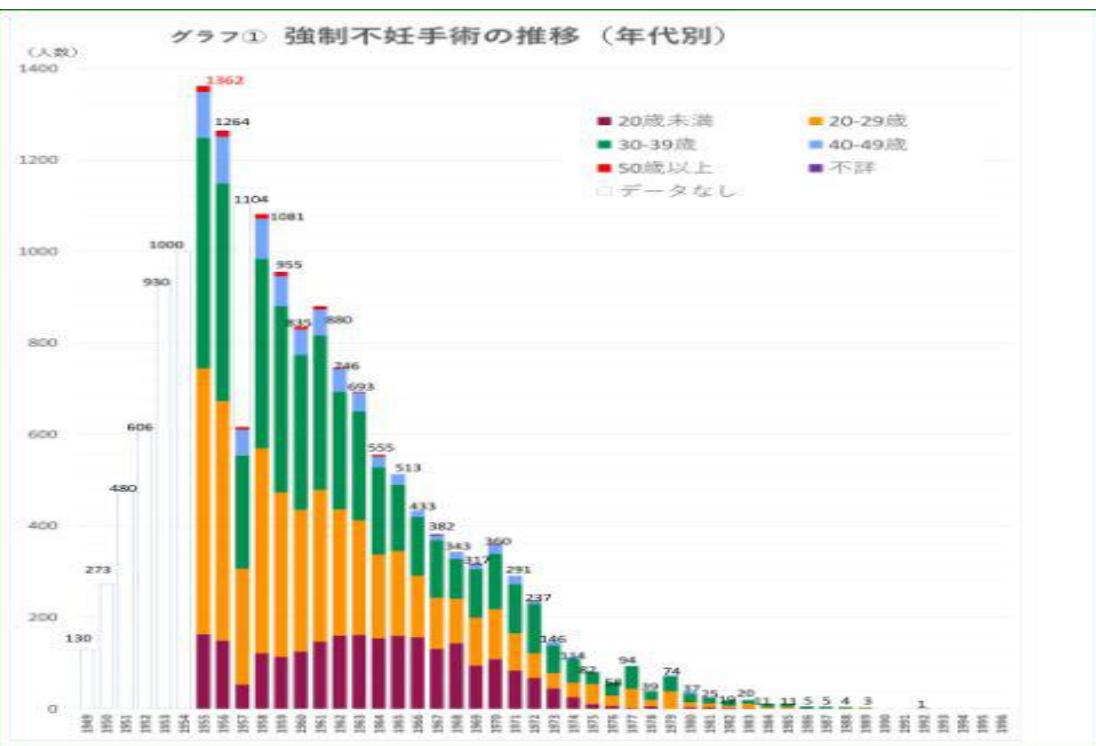
送り状のタイトルは「優生手術(強制)千件突破の印刷物の配布について」。次のように記されている。

「強制優生手術の審査件数は、医師、審査委員その他関係各位の協力により年々増加しその数は
〇〇〇件突破をみるに至りこの実態を別添のとおり印刷致しましたので参考のため配布致します」



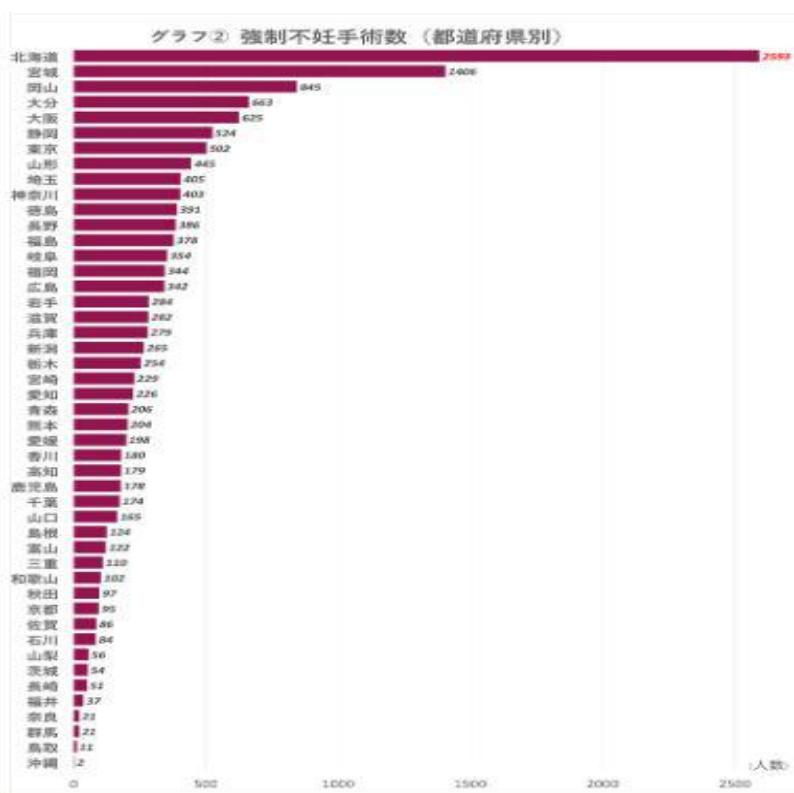
北海道衛生部と北海道郵政保護審査会が作成した記念誌の表紙





各年度の合計は、厚生省資料から。旧優生保護法第4条(遺伝性の疾患や障害を理由にした手術)と第12条(非遺伝性の疾患や障害を理由にした手術)の手術数を合算した。厚生省資料の出典:1949~1952年度、1954~1959年度は「衛生年報」(厚生省)、1953年は「昭和50年度優生保護法指定医師研修会資料」(厚生省)。1960~1995年度は「優生保護統計報告」(厚生省)、1996年度は「母体保護統計報告」(厚生省)。旧優生保護法の施行年である1948年度のデータはない。年齢階級別は、ワセダクロニクルが集計。1949~1954年度は資料に記載がないため不明。厚労省によると、1957年のデータは間違っている可能性がある。

◇グラフ(都道府県別)



*「ワセダクロニクル」の記事、9月19日に「貧困ジャーナリズム大賞」を受賞！！

10、旧優生保護法に基づき実施された強制不妊手術等から問われる人権 6月16日 優生手術を考える道民集会開催

2018年05月23日 権利擁護

DPI（障害者インターナショナル） 北海道ブロック会議は、認定NPO法人DPI日本会議と共に、6月16日に「優生手術を考える道民集会開催要綱～旧優生保護法に基づき実施された強制不妊手術等から問われる人権～」を下記要領にて開催します。

札幌近辺の方はぜひご参加ください。お申込みは下記DPI北海道ブロック会議のウェブサイトからお願いします。

I. 目的

不妊手術を強制された宮城県の60代女性が今年1月30日、不妊手術を強制されたのは個人の尊厳や幸福追求権を保障した憲法違反として、国家賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こした。この裁判を契機として、旧優生保護法（1948～96年）の下、「優生手術」として知的や精神障害者への強制不妊手術をされた方は、全国で16,475人、そのうち記録に残る最多は北海道の2,593人とされていることが明らかとなった。

こうした状況を受けて北海道は、道内の実態調査を実施するとともに国が中心となって手術の実態把握や救済策などの対応の検討を求める緊急要請書を厚生労働省に提出した。また、道内全ての市町村と医療機関に対し、当時の福祉関連記録、カルテや診療記録の保全を図るよう要請している。

国会では、強制不妊手術に関する実態調査やヒアリングを行い、被害者に対する具体的な支援の仕組みを検討し、人権の回復をめざして活動することを目的として、超党派の国会議員によって構成される「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足するとともに、自民、公明両党の与党ワーキングチーム(WT)も設置された。今後は、来年の通常国会に謝罪と補償の具体的な形を示した議員立法の法案提出を目指すとしている。

一方、厚生労働省は、被害実態を把握するための全国調査（6月末提出期限）を実施しているが、第1回口頭弁論では、請求棄却を求めている。

こうした強制不妊手術の被害は、聴覚障害者にもいることや外国人も対象としていることが判明し、全日本ろうあ連盟は、独自調査を始めている。

そして5月17日に小島喜久夫さんが全国で初めて実名で札幌地裁に提訴した。

本集会は、こうした状況を受けて被害状況と被害が起きた背景や手法等を明らかにすることにより被害者の早期救済を実現するとともに優生思想を過去の問題ではなく、同じ過ちを繰り返さないことを目的として開催する。

(教えて！強制不妊手術：4）官民あげて推進、医学界も協力

5/19(土) 11:30 配信 料

朝日新聞
DIGITAL

全国最多の北海道、官民挙げて推進

1948年 優生保護法制定

51年「北海道精神衛生白書」が優生手術の件数が「極めて減少」と指摘

道庁が保健所に「簡単な手術」「積極的に申請書を提出するよう(ニ)」と通知

52年 道庁が対象者の「4親等」までの全家族の「性格」など29項目の調査を要求

56年 記念誌「優生手術(強制)手帳実績を綴りみて」発行



69年「不幸な子どもを生まない道民運動」開始、映画館などでPSP映像の上映も

72年 空堀内閣法制事務次官が道議会で「不幸な子どもを生まないための施策こそ最も肝要」と答弁

全国最多の北海道、官民挙げて推進

不妊手術を強制された障害者らは全国で少なくとも1万6475人。うち2593人と都道府県別で最多だったのが北海道だ。官民一体となり、推進運動を繰り広げていた。

「北海道は全国に先駆けて、『不幸な子どもを生まない運動』を推し進めている」。こんなナレーションで始まる映像が見つかった。1969年に北海道庁が作成した「私たちの道政」というニュース映画だ。道民を「啓蒙（けいもう）」するためにつくられたとみられ、道内各地の映画館で上映されていた。映画は札幌市で開催された「不幸な子どもを生まない婦人大会」の様子を報告

手足縛られ不妊手術・妻に言えず苦悩

小島さん 声詰まらせ証言



北海道新聞
2018年9月28日

「思い出すのはやっぽりつらかった」。旧優生保護法（1948～96年）下で不妊手術を強制させられたとして、国家賠償請求訴訟を起こした小島喜久夫さん（77）は、28日に札幌地裁で開かれた第1回口頭弁論で約60年前の手術を振り返った。つらい記憶はあせず、法廷で顔をゆがめた。

（1面参照）



閉廷後、口頭弁論について振り返る原告の小島喜久夫さん。「國は早期解決を」と訴えた。手前は妻麗子さん（75）。午後0時45分（中本翔撮影）

□頭弁論では、「素行不良」を理由に診断を経ずに精神科病院に入院させられてから、提訴に至るまでの経緯を証言。「4、5人に体を押さえつけられて注射を打たれ、手足を縛られて手術された」「子どもができない理由を妻に説明できず苦しかった」と、時おり声を詰まらせながら訴えた。

妻麗子さん（75）によると、小島さんは自宅で陳述書の音読練習をした際、何度も涙ぐんだという。閉廷後の記者会見では、「二度と同じようなことがあってはならないから。私は頑張つゝ」と語った。

障害者傍聴 異例の配慮

車いす広々 手話通訳も許可



車いす利用者の傍聴スペースを拡張した札幌地裁の法廷。開廷後は手話の通訳も行われた

意識した対応だった。視覚障害がある札幌市東区の荒木ともかさん（47）は「言葉がゆっくりで聞き取りやすかった」と歓迎した。地裁は法廷の車いすスペースを従来の2人分から10人分に拡張し、手話通訳者の同伴も許可。立った状態での手話通訳が認められたほか、2台のテレビモニターも設置され、意見陳述の文言を表示した。

58席用意された一般傍聴席の抽選には、障害のある

同法を巡っては28日、計6人が仙台、大阪、神戸各地裁に提訴。原告は小島さんと道央の夫妻の道内3人

派です」。同法を巡っては28日、計6人が仙台、大阪、神戸各地裁に提訴。原告は小島さんと道央の夫妻の道内3人と強調した。（松下文音）

原告弁護団長の西村武彦弁護士は「多くの障害者が法廷で実際の裁判に触れることができた。大きな一步だ」と話した。（犬飼裕一）